

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月25日
 熊本地方裁判所八代支部
 裁判所書記官 吉 野 栄 記

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 9日 午前 8時30分から 令和 8年 7月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月23日 午前10時00分 場 所 熊本地方裁判所八代支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月 6日 午後 3時00分 場 所 熊本地方裁判所八代支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月25日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。



物 件 目 録

- 7 所 在 葦北郡津奈木町大字岩城字久子
 地 番 1815番
 地 目 宅地
 地 積 512.61平方メートル
- 8 所 在 葦北郡津奈木町大字岩城字久子1815番地
 家屋 番号 1815番
 種 類 居宅
 構 造 木造セメントかわらぶき平家建
 床 面 積 131.88平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 物置
 構 造 木造スレートぶき平家建
 床 面 積 12.20平方メートル
 符 号 2
 種 類 物置
 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 12.42平方メートル



物件明細書

令和 8年 5月20日

熊本地方裁判所八代支部

裁判所書記官 吉野 栄 記

-
- 1 不動産の表示
【物件番号7, 8】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号7, 8】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号8】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
【物件番号7】
町道へ至る水路橋は占有許可を受けておらず、買受人は占有許可申請を行う必要がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 7 所 在 葦北郡津奈木町大字岩城字久子
 地 番 1815番
 地 目 宅地
 地 積 512.61平方メートル
- 8 所 在 葦北郡津奈木町大字岩城字久子1815番地
 家屋 番号 1815番
 種 類 居宅
 構 造 木造セメントかわらぶき平家建
 床 面 積 131.88平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 物置
 構 造 木造スレートぶき平家建
 床 面 積 12.20平方メートル
 符 号 2
 種 類 物置
 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 12.42平方メートル



令和7年(ケ)第10号
令和7年8月18日受理
令和7年12月16日提出

その2(物件番号7,8)

現況調査報告書

熊本地方裁判所八代支部

執行官 江藤 浩盛

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

5 所 在 水俣市桜井町三丁目27番地1、26番地

家屋 番号 27番1

種 類 ホテル

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建

床 面 積 1階 189.23平方メートル
2階 233.73平方メートル
3階 187.56平方メートル
4階 187.56平方メートル
5階 187.56平方メートル
6階 187.56平方メートル

所有者 合資会社サンライト

6 所 在 水俣市桜井町三丁目40番地

家屋 番号 40番

種 類 店舗

構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階 143.88平方メートル
2階 193.64平方メートル

所有者 合資会社サンライト

7 所 在 葦北郡津奈木町大字岩城字久子

地 番 1815番

地 目 宅地

地 積 512.61平方メートル

所有者 A

物 件 目 録

8 所 在 葦北郡津奈木町大字岩城字久子1815番地

家屋 番号 1815番

種 類 居宅

構 造 木造セメントかわらぶき平家建

床 面 積 131.88平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 物置

構 造 木造スレートぶき平家建

床 面 積 12.20平方メートル

符 号 2

種 類 物置

構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床 面 積 12.42平方メートル

所有者 A

~~9 所 在 葦北郡芦北町大字大川内字倉谷平2775番地21、
2775番地22~~

~~家屋 番号 2775番21~~

~~種 類 店舗兼居宅~~

~~構 造 軽量鉄骨造スレートぶき・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2
階建~~

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件 7
現況地目	■宅地(物件 7) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり ■登記所備置地図のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本件土地に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	4枚目「その他の事項」記載のとおり
建物	物件 8
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類： □構造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない 種類： □ある 構造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本件主たる建物を住居として、附属建物を物置として各使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	4枚目「その他の事項」記載のとおり
執行官保管の仮処分	■ない 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 □ある 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり

その他の事項

■ 物件7関係

- 1 県の防災マップによれば、物件7周辺は、土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)に含まれている。
- 2 南西側に里道及び水路を介して接する道路は町道である。
- 3 上記町道から物件7への進入ため、水路上には架橋がされている。水路橋設置に関して占用許可は得られていない。本件競落人は、占用許可申請を行う必要がある(評価人調査)。
- 4 東側には放置自動車が存する(写真1, 2)。
- 5 従物等として、看板が存する。
- 6 近隣地の調査結果(登記簿上の記載)は次のとおりである。
 - ① 葦北郡津奈木町大字岩城字久子1811番1 田 580㎡ 私人名義
 - ② 同1811番2 公衆用道路 78㎡ 私人名義
 - ③ 同1812番 畑 660㎡ 私人名義
 - ④ 同1814番1 畑 711㎡ 私人名義
 - ⑤ 同1816番1 畑 240㎡ 私人名義
 - ⑥ 同1816番2 公衆用道路 317㎡ 葦北郡津奈木町所有
 - ⑦ 同1818番 田 458㎡ B所有

■ 物件8関係

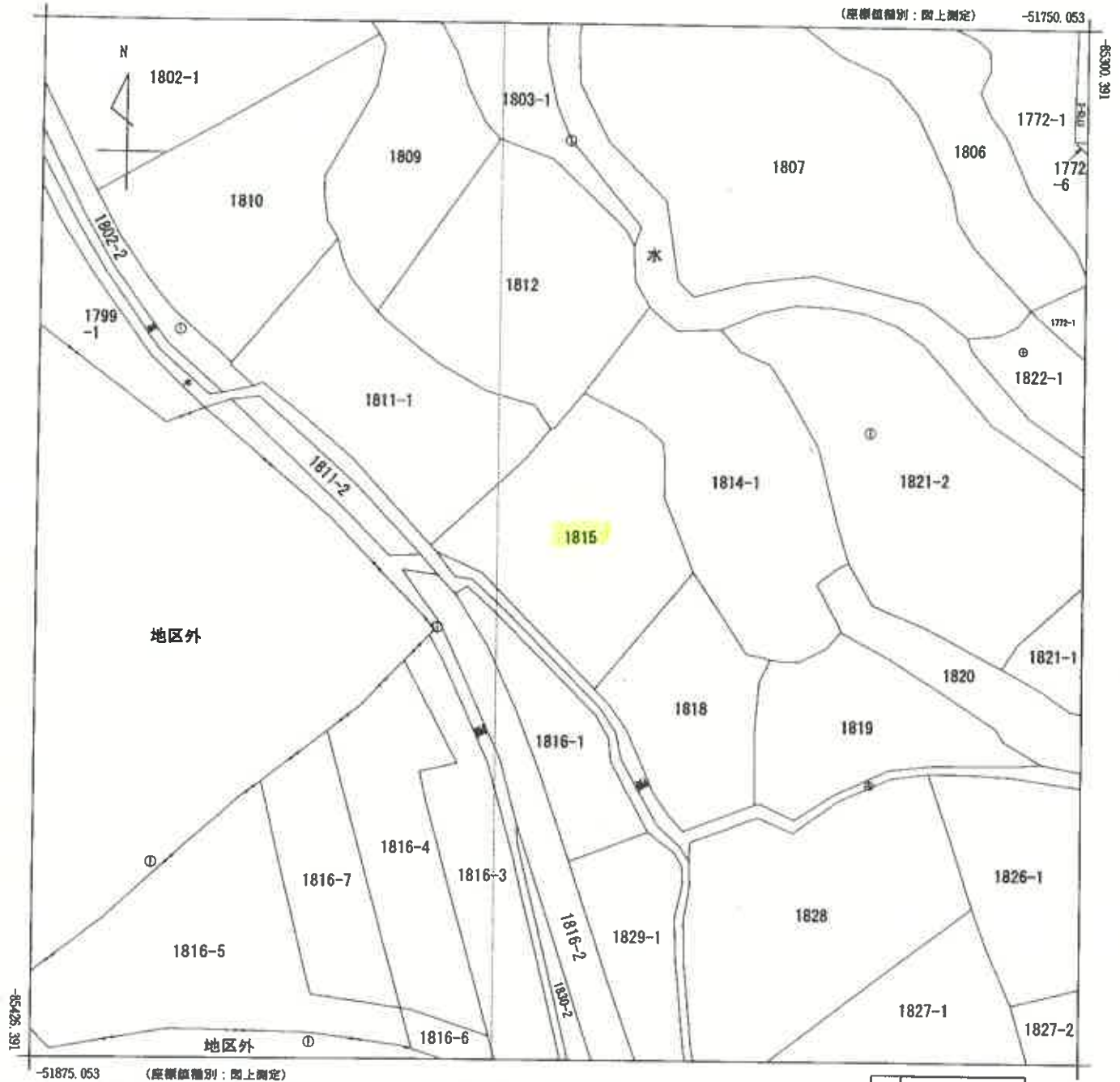
- 1 生活用水には付近の湧き水が使用されている。水源地は所有者の父Bの所有であるため、本件の競落人は、町の上水道に接続する等の必要がある。
- 2 下水は敷地内に埋設された合併浄化槽で処理されている。
- 3 熱源は、台所のコンロはプロパンガスが、浴室等の給湯関係には電気が使用されている。
- 4 北西側外壁に細い亀裂が複数みられる(写真5)。
- 5 台所及び浴室で壁面のタイルが剥がれかかっている(写真9, 13)。
- 6 現況を目視した限りにおいては、雨漏りやシロアリ被害、その他特筆すべき損傷箇所等は見受けられない。
- 7 従物等として、主たる建物には濡縁、下屋及び電気温水器が、附属建物符号2にはアルミテラスが各存する(写真1, 2, 4)。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
<p>■ B (所有者の父・債務者の役員)</p>	<p>■ 物件7関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 南西側の町道から物件7への進入口には水路上に架橋をしていますが、水路の占有許可は得ていません。 2 敷地北東部に軽ワゴン車を放置しています。私が以前乗っていた車で、今は物置として使っています。 <p>■ 物件8関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件建物には、所有者Aが私たち家族とともに居住しています。 2 生活用水は、近くの湧き水を使用しています。その土地は私の所有であり、そこにポンプを設置し、本件建物に送っています。 3 下水は物件7内に埋設した合併浄化槽で処理しています。 4 台所や浴室で、壁面のタイルが浮いたように歪んでいるのは、平成27年ころ、近くでトンネル工事があり、巨大な重機が南西側の町道を通ったからです。家が激しく揺れてできました。その被害でもらった補償金は、別のことに使いました。 5 雨漏りやシロアリ被害はありません。不具合箇所も特にありません。 6 附属建物はいずれも物置として使っています。どちらも損傷等はありません。

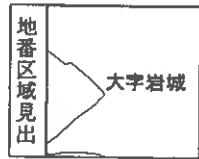
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年8月26日(火) 11:00 ~ 11:10	熊本地方法務局 八代支局	公図写し等交付申請
R7年8月26日(火) 13:05 ~ 13:20	物件所在地	周辺調査、写真撮影、隣人から事情聴取
R7年9月9日(火) 9:45 ~ 10:50	物件所在地	立入調査、写真撮影、Bから事情聴取
R7年9月22日(月) 13:50 ~ 13:55	熊本地方裁判所	熊本県防災マップ閲覧
年 月 日 () : ~ :		
年 月 日 () : ~ :		
年 月 日 () : ~ :		
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者及び立会人を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在であったので、立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/>		

「登記所備置地図」

A3判をA4判に縮小



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(kumamoto2016_BL.par)による修正がされています。



請求部	所在	羣北郡津奈木町大字岩城字久子				地番	1815番			
出縮力尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和63年3月				備付年月日(原図)			補記事項		

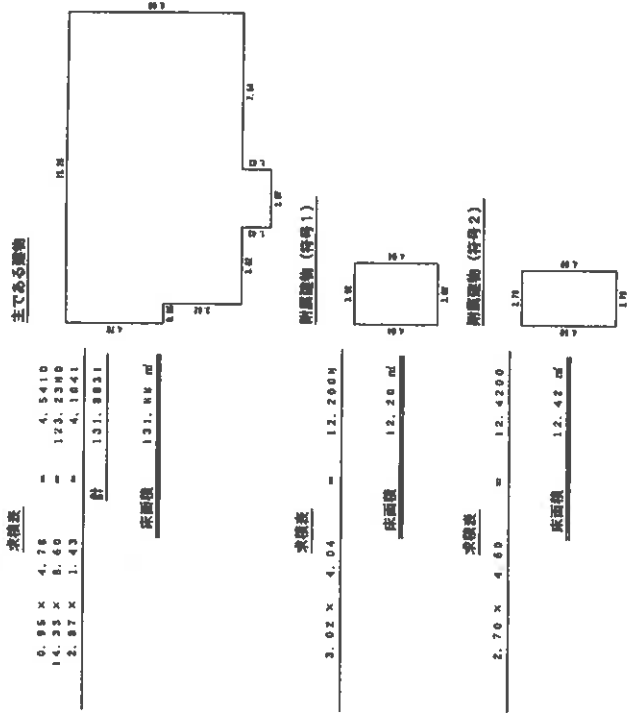
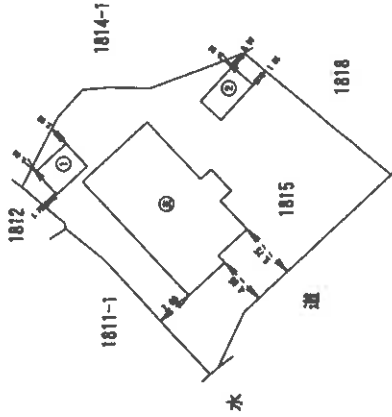
登記年月日：平成28年2月4日

公用

建物平面図

家屋番号 1815番
 建物の所在 臺北郡海森木町大字岩城字久子1815番地

各階平面図



求積表

0.95 x 4.78	=	4.5410
14.33 x 8.60	=	123.2380
2.87 x 1.43	=	4.1041
計		131.8831

床面積 131.88 m²

求積表

3.02 x 4.04	=	12.2008
-------------	---	---------

床面積 12.20 m²

求積表

2.70 x 4.60	=	12.4200
-------------	---	---------

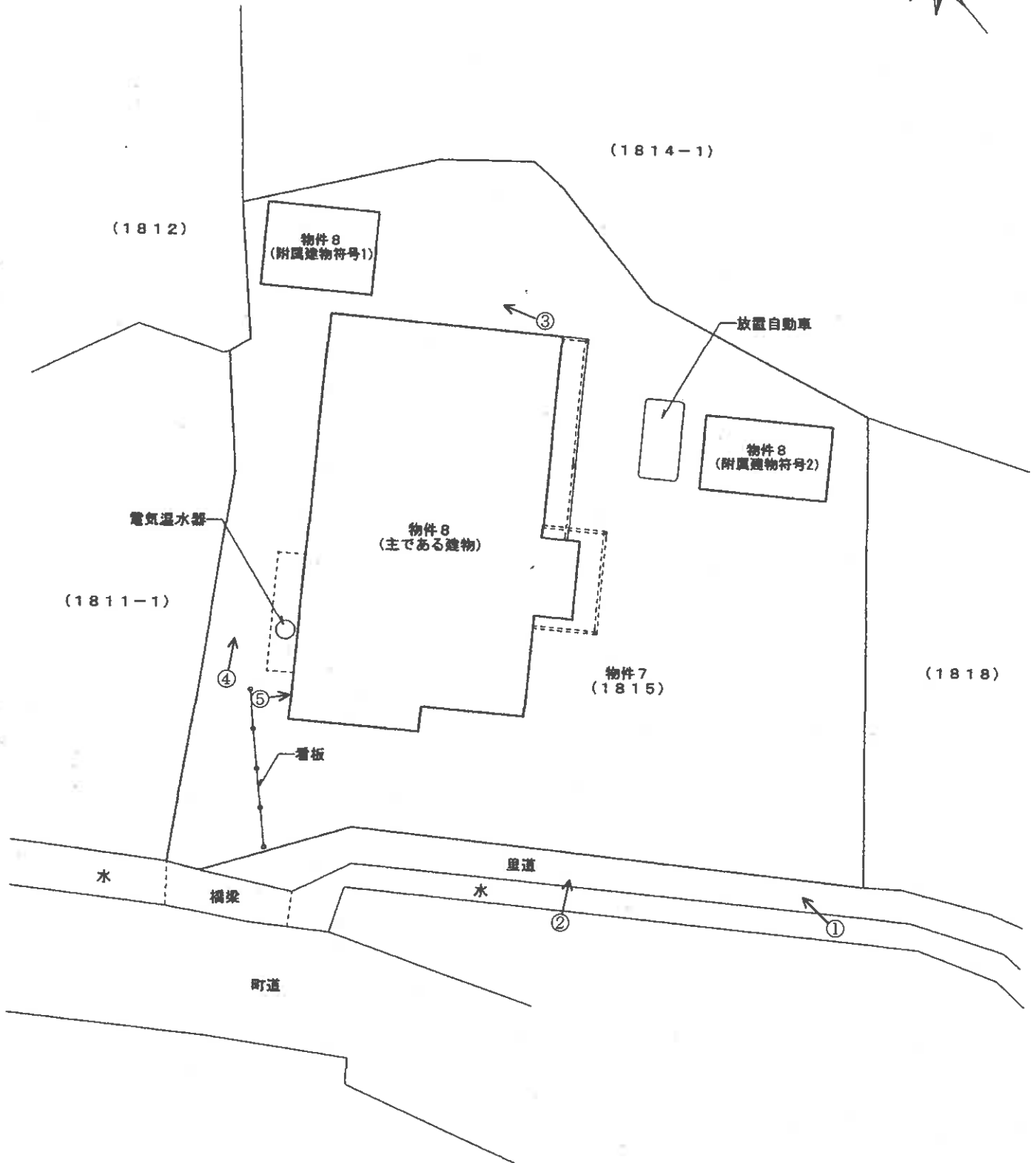
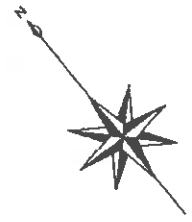
床面積 12.42 m²

作成者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
	(平成28年2月3日作成)		

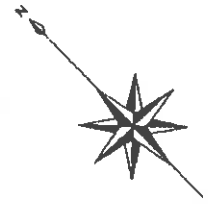
令和 7年 (ケ) 第10号

概略配置図 (物件7~8)

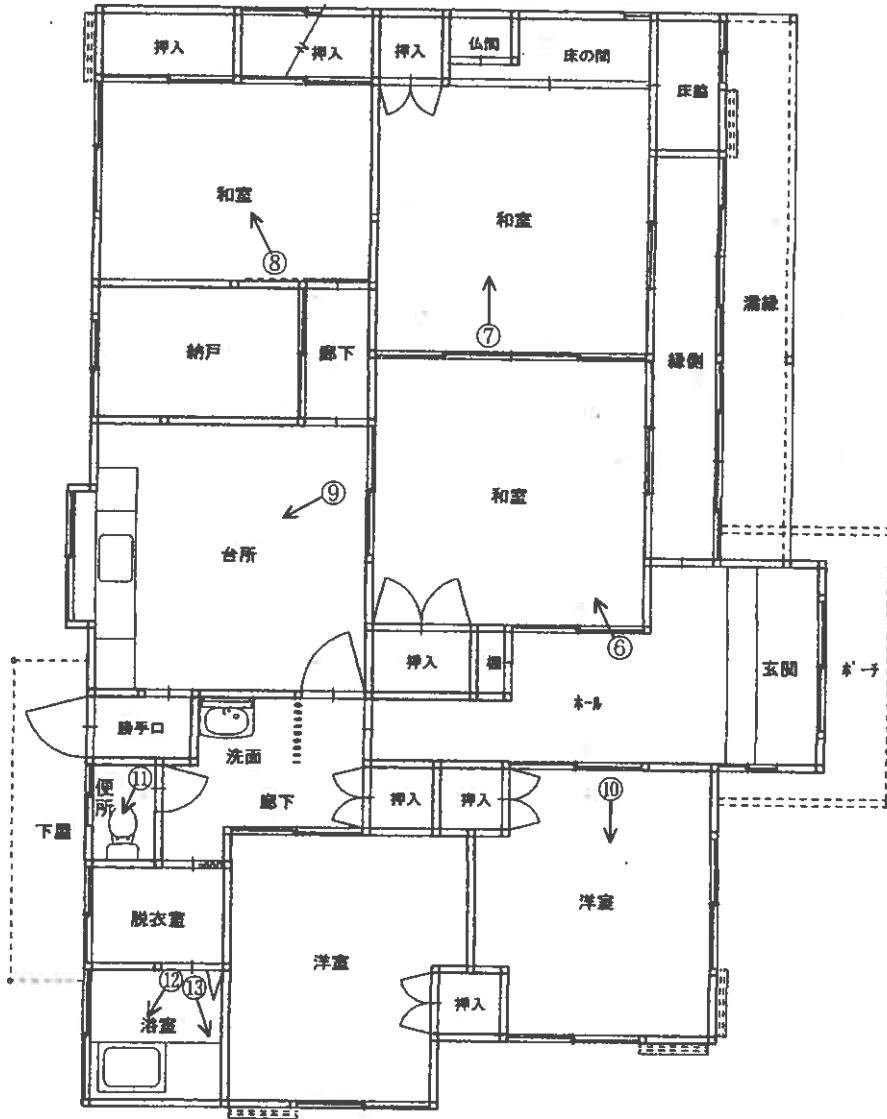
○→ は写真の位置方向を示す



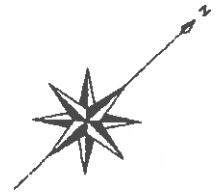
令和 7年 (ケ) 第10号
 建物間取図 (物件8 主である建物)



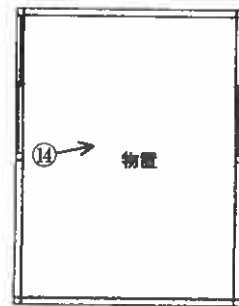
○→ は写真の位置方向を示す



令和 7年 (ケ) 第10号
建物間取図 (物件8 附属建物符号1)

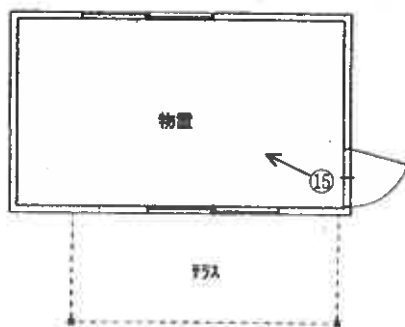


○→ は写真の位置方向を示す



令和 7年 (ケ) 第10号
建物間取図 (物件8 附属建物符号2)

○→ は写真の位置方向を示す



(写真 1)



(写真 2)



(写真 3)



(写真 4)

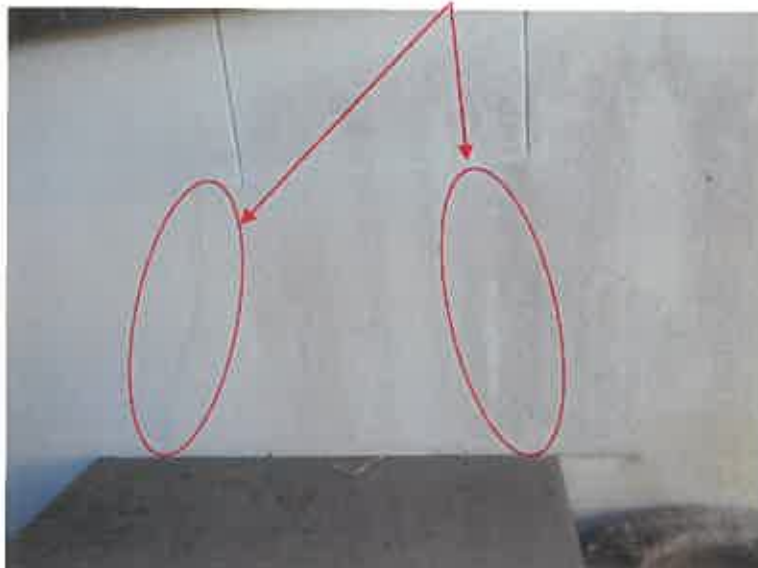
附属建物符号 1

電気温水器



(写真 5)

北西側壁の亀裂



(写真 6)

南側和室



(写真 7)

東側和室



(写真 8)

北側和室



(写真 9)

台所

タイル壁の損傷箇所



(写真 10)

南側洋室



(写真 11)

トイレ



(写真 12)

浴室



(16 枚目)

(写真 13)

浴室

タイル壁の損傷



(写真 14)

附属建物符号 1 内



(写真 15)

附属建物符号 2 内



(17 枚目)

令和7年(ケ)第10号
令和7年9月9日 現地調査
令和8年2月19日 評価
(物件7~8)

熊本地方裁判所八代支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
菊川 耕 思

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,460,000 円	
内 訳 価 格	
物件7(土地)	金 770,000 円
物件8(建物)	金 1,690,000 円

- 1 一括価格は、物件7～8の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件7の内訳価格は物件8のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件8の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

番号	所在等	登記	現況
7	所在地 地積	葦北郡津奈木町大字岩城字久子 1815番 宅地 512.61㎡	
8	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	葦北郡津奈木町大字岩城字久子 1815番地 1815番 居宅 木造セメントかわらぶき平家建 131.88㎡	
	(附属建物) 符号 種類 構造 床面積	1 物置 木造スレートぶき平家建 12.20㎡	
	(附属建物) 符号 種類 構造 床面積	2 物置 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建 12.42㎡	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件7）

位置・交通	肥薩おれんじ鉄道「津奈木」駅の南方、約400m(直線距離)。 最寄バス停「桜戸」の南東方、約660m(道路距離)。	
付近の状況	戸建住宅等の他、周辺には山林が多く見られる地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外(津奈木町建設課管理班へ確認) — — — — —
画地条件	登記数量512.61㎡のやや不整形な画地。 なお、接面道路の物的確認ができないため、間口の現地計測はできない。	
接面道路の状況	登記所備置地区上で本件土地の南西側が接面する道は里道(津奈木町建設課管理班へ確認)とのことであるが、現地調査においては当該里道部分の物的確認はできない。 なお、本件土地から里道部分及び水路上に架設された橋梁部分を通行することにより、町道(津奈木町建設課管理班へ確認)に至る状況となっている(添付の概略配置図を参照)が、当該水路上の橋梁部分についての占有使用の許可が取得されていないことから、買受人は占有使用の許可申請が必要(津奈木町建設課管理班へ確認)とのことである。	
土地の利用状況等	物件8の建物(主である建物及び附属建物2棟)の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道：なし(特記事項欄の①を参照) 下水道：なし(津奈木町建設課簡易水道室へ確認) 都市ガス：なし (注)供給処理施設における「あり」「なし」とは、敷地内への引込みの有無をいう。	
特記事項	<p>①水路を介した町道内に上水道本管が敷設されているが、本件土地内への上水道の引込みはないとのことである。 (津奈木町建設課簡易水道室へ確認) なお、Bの陳述によれば、生活用水は近くの湧き水を使用しているとのことである。(現況調査報告書を参照)</p> <p>②本件土地の従物等として、看板が存する。また、本件土地内に放置自動車がある。(添付の概略配置図を参照)</p> <p>③熊本県が公表する土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書によれば、本件土地は土砂災害警戒区域の範囲内に該当している。</p> <p>④目視可能な範囲での現地調査等からは土壌汚染を疑わせる事実は確認できなかった。なお、土壌汚染の有無及びその程度等の明確な判定のためには専門家による調査が必要。</p> <p>⑤「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲には該当していない。 (津奈木町教育委員会生涯学習班へ確認)</p>	

2 建物の概況及び利用状況

① 物件8 (家屋番号1815番)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成1年4月14日新築 経過年数：37年 経済的残存耐用年数：経済的耐用年数はほぼ満了
仕 様	構 造：木造 屋 根：セメントかわらぶき 外 壁：モルタルリシン吹付等 内 壁：ビニールクロス、聚楽壁、プリント合板、タイル等 天 井：ビニールクロス、目透天井、化粧石膏ボード等 床 : フローリング、畳、タイル等 設 備：電気、湧き水、浄化槽、プロパンガス
床面積(現況)	登記数量131.88㎡と概ね符合。
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の建物間取図を参照
品 等	普通
保守管理の状態	築後37年近くが経過する建物のため、物理的老朽化等が進行している。台所や浴室の内壁のタイルが盛り上がり、崩れ落ちそうになっている箇所が見られる等、保守管理の状態はやや劣る。
建物の利用状況	建物所有者が家族とともに居宅として利用している。 (現況調査報告書を参照)
特 記 事 項	従物等として、下屋、電気温水器、濡縁が存する。

② 物件 8 (附属建物：符号 1)

区 分	附属建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 1 年 4 月日不詳新築 経過年数：37 年 経済的残存耐用年数：経済的耐用年数はほぼ満了
仕 様	構 造：木造 屋 根：スレートぶき 外 壁：リブ付カラー鉄板 内 壁：仕上なし 天 井：仕上なし 床 : モルタル塗り
床面積(現況)	登記数量 12.20 m ² と概ね符合。
現況用途等	現況用途：物置 間 取 り：添付の建物間取図を参照
品 等	普通
保守管理の状態	築後 37 年近くが経過する建物のため、物理的の老朽化等が進行している。外壁の一部に錆が見られる等、保守管理の状態はやや劣る。
建物の利用状況	建物所有者が物置として利用している。(現況調査報告書を参照)
特 記 事 項	特になし

③ 物件 8 (附属建物：符号 2)

区 分	附属建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 1 3 年月日不詳新築 経過年数：2 5 年程度 経済的残存耐用年数：経済的耐用年数はほぼ満了
仕 様	構 造：軽量鉄骨造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板ぶき 外 壁：サイディングパネル 内 壁：プリント合板 天 井：化粧石膏ボード 床 : フローリング
床面積(現況)	登記数量 1 2 . 4 2 m ² と概ね符合。
現況用途等	現況用途：物置 間 取 り：添付の建物間取図を参照
品 等	普通
保守管理の状態	目視可能な範囲においては特段の大きな破損箇所等は見られない。
建物の利用状況	建物所有者が物置として利用している。(現況調査報告書を参照)
特 記 事 項	従物等として、テラスが存する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件7）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
7	6,000	0.87	512.61	0.90	2,408,000

ア 標準画地価格

規準となる公示価格等はないため、周辺地域等における取引価格等を参考に査定。

イ 個別格差

形状 -3%、町道との間に水路介在 -10%、 $0.97 \times 0.90 = 0.87$

ウ 地積：登記数量を採用

エ 建付減価：建物の築年数等を考量

② 建物価格（物件8）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに観察減価法による現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ
8 (主である建物)	180,000	131.88	0.10	2,374,000
8 (附属建物：符号1)	120,000	12.20	0.05	73,000
8 (附属建物：符号2)	135,000	12.42	0.10	168,000
合 計				2,615,000

ウ 現価率：経済的耐用年数はほぼ満了しているため、観察減価法により査定。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
7	2,408,000	0.35 法定地上権	843,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
7	2,408,000	- 843,000	/	0.70	0.70	770,000
8	2,615,000	+ 843,000	—	0.70	0.70	1,690,000
一括価格 (合計)						2,460,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正

以下の事項等を総合的に勘案のうえ、市場性が減退する程度並びに目的物件に内在するリスク等を考量。

- ・本件目的物件は、土地建物需要が少ない地域に存する物件であること。
- ・本件土地から町道へ至るために通行する水路上の橋梁部分についての占有使用の許可が取得されていないこと。
- ・上水道の引込みを行う等の方法により、生活用水の確保が必要になること。
- ・本件土地内に放置自動車が存すること。
- ・本件土地は土砂災害警戒区域の範囲内に該当していること。
- ・主である建物及び附属建物(符号1)は、物理的老朽化等が進行した建物であり、保守管理の状態もやや劣ること。

オ 競売市場修正：競売市場の特殊性等を考量

第6 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 登記所備置地図写し
- 3 建物図面・各階平面図写し
- 4 概略配置図
- 5 建物間取図

以 上

位置図



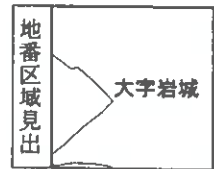
津奈木町役場「1:10,000 津奈木町全図」を引用

登記所備置地図写し

[この図面は縮小しています]



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(kumamoto2016_BL.par)による修正がされています。



請求部	所在	羣北郡津奈木町大字岩城字久子				地番	1815番			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和63年3月			備付年月日(原図)				補記事項		

[この図面は縮小しています]

登記年月日：平成28年2月4日

建物図面
各階平面図

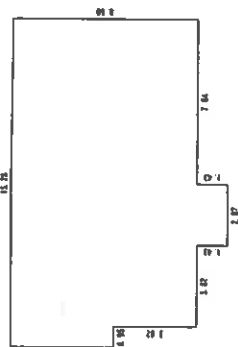
家屋番号	1815番
建物の所在	臺北郡津奈木町大字岩城字久子1815番地

各階平面図

主である建物

求積数	
0.95 x 4.78	= 4.5410
14.33 x 8.00	= 114.6400
2.87 x 1.43	= 4.1041
計	131.8831

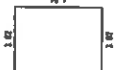
床面積 131.88 m²



附属建物(符号1)

求積数	
3.02 x 4.04	= 12.2008

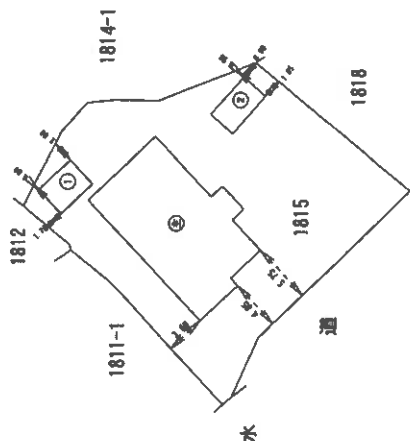
床面積 12.20 m²



附属建物(符号2)

求積数	
2.70 x 4.60	= 12.4200

床面積 12.42 m²



作成者

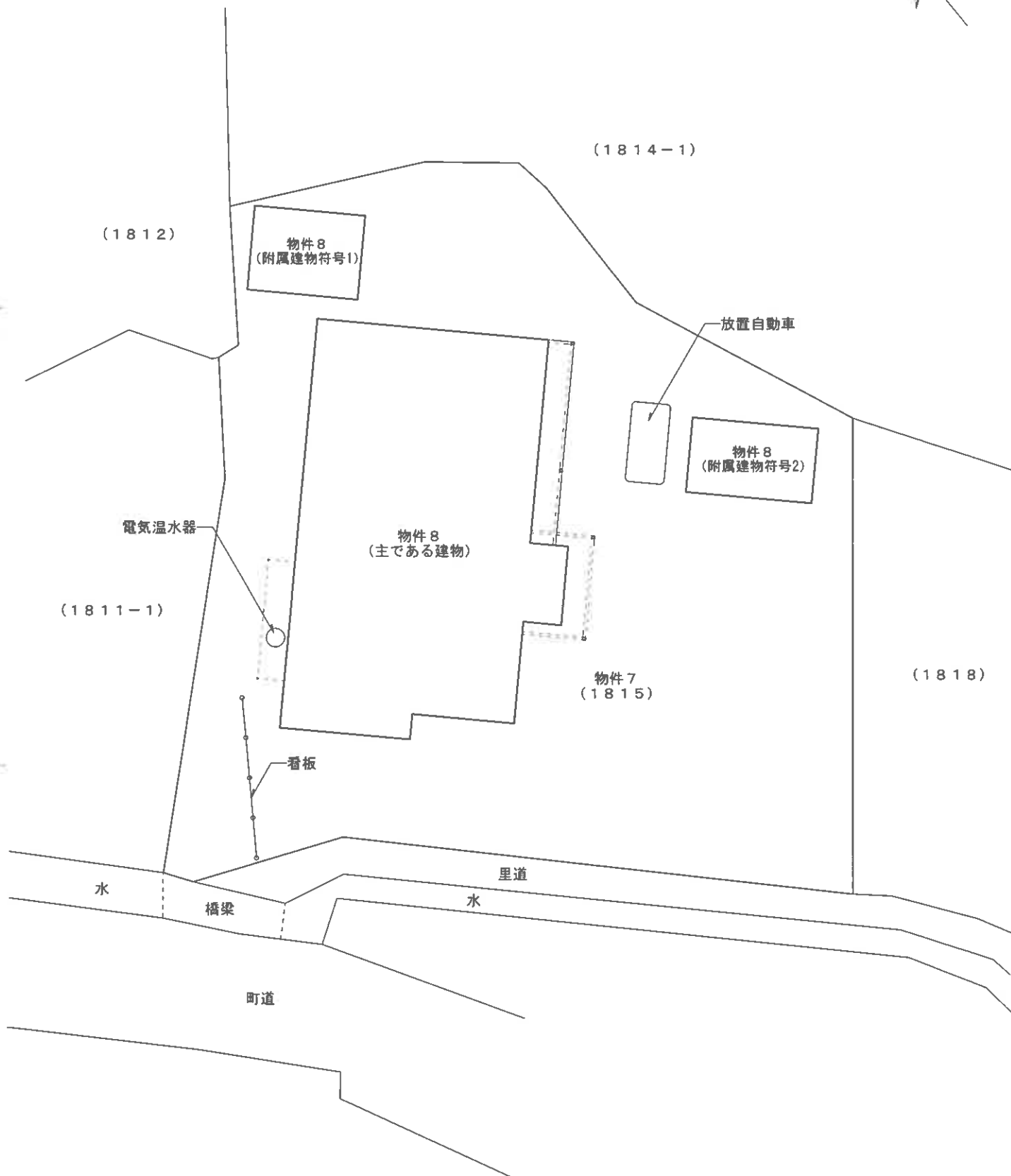
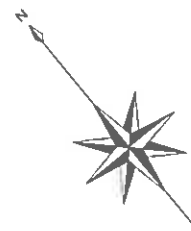
縮尺 1/250

申請人

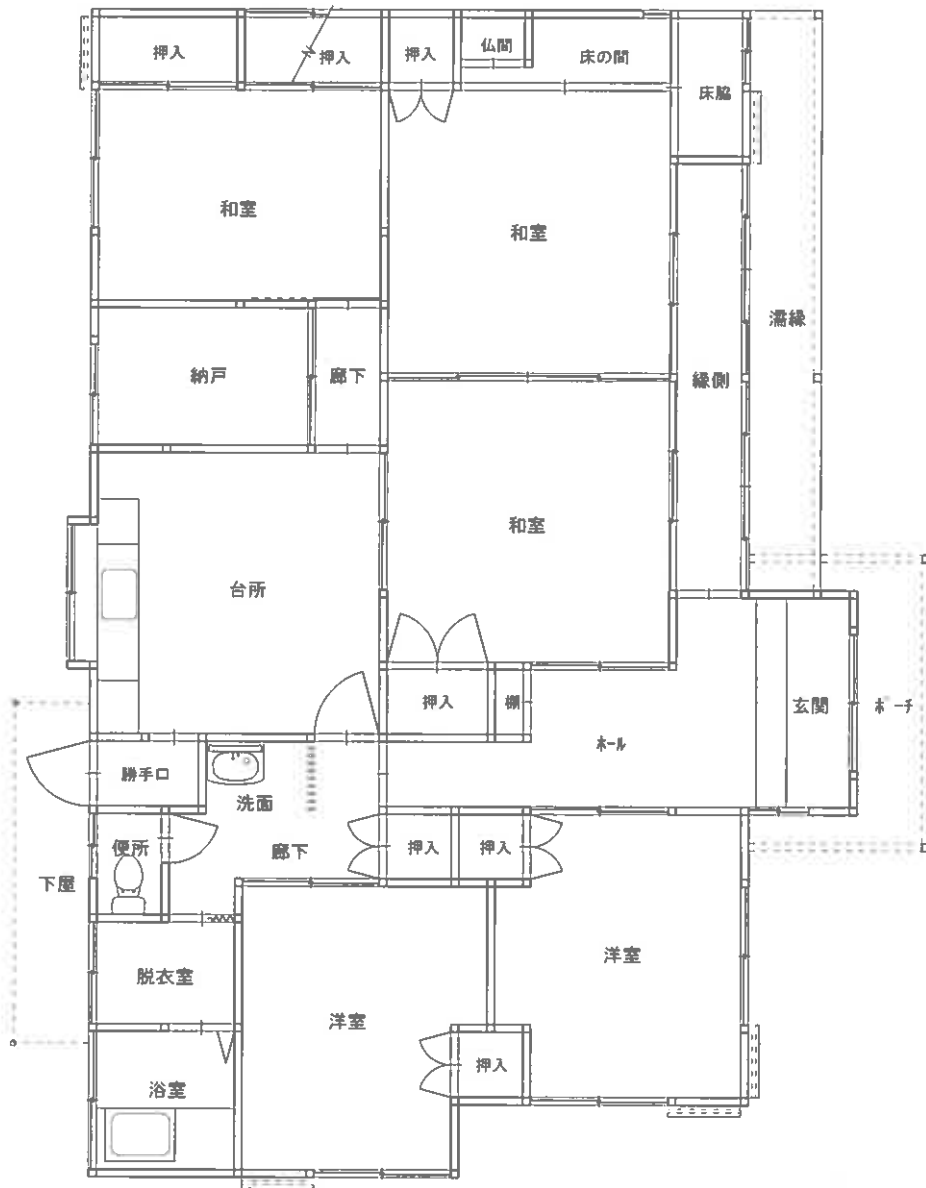
縮尺

1/500

概略配置図 (物件7~8)



建物間取図 (物件8 主である建物)



令和 7年 (ケ) 第10号
建物間取図 (物件8 附属建物符号1)



令和 7年 (ケ) 第10号
建物間取図 (物件8 附属建物符号2)

